
令和元年度第1回（第26回）東京都北区子ども・子育て会議 議事要旨

[開催日時] 令和元年7月31日（水）午後6時30分～午後8時59分

[開催場所] 北とぴあ14階スカイホール

[次第]

○ 開会

○ 議事

1 「北区子ども・子育て支援計画2020」策定に向けての検討

(1) 次世代育成支援行動計画部会の報告と対応について

(2) 支援事業計画部会の報告と対応について

2 子ども・子育て施策に係る報告事項

(1) 開設予定の私立認可保育園と今後の待機児童解消策について

(2) 幼児教育・保育無償化に伴う認可外保育施設の利用料及び幼稚園等の預かり保育利用料等に対する補助について

(3) 生活困窮・ひとり親世帯等の中学生への学習支援事業について

(4) 子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業について

(5) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給について

(6) 子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）による児童手当の電子申請の運用開始について

(7) 児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検及び乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について（平成30年度調査結果）

(8) 星美ホームの改築に伴うショートステイ・トワイライトステイ事業の運営について

3 その他

第4期にむけて

○ 閉会

[出席者] 岩崎美智子 会長 神長美津子 副会長 伊藤 秀樹 委員
小田川華子 委員 我妻 澄江 委員 足立賢一郎 委員
木村 大輔 委員 佐田 義輝 委員 鹿田 昌宏 委員
鈴木 将雄 委員 田邊 茂 委員 森 健太郎 委員

香宗我部まゆみ委員 坂内八重子 委員 服部 晶子 委員
 今井 直樹 委員 大塚 麻子 委員 新保 友恵 委員
 手塚 優子 委員

[配布資料]

資料 1-1	次世代育成支援行動計画の体系（部会後修正事務局案）
1-2	施策目標（部会後修正事務局案）
1-3	個別目標別事業
資料 2	子ども・子育て支援事業計画
資料 3	開設予定の私立認可保育園と今後の待機児童解消策について
資料 4	幼児教育・保育無償化に伴う認可外保育施設の利用料及び幼稚園等の預かり保育利用料等に対する補助について
資料 5	生活困窮・ひとり親世帯等の中学生への学習支援事業について
資料 6	子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業について
資料 7	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給について
資料 8	子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）による児童手当の電子申請の運用開始について
資料 9	児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検及び乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について（平成30年度調査結果）
資料 10	星美ホームの改築に伴うショートステイ・トワイライトステイ事業の運営について
資料 2 追加	子ども・子育て支援事業計画の概要ほか
資料 11	第4期子ども・子育て会議部会（案）

【会長】

皆様、こんばんは。それでは、定刻になりましたので、令和元年度第1回、通算で第26回北区子ども・子育て会議を開会します。

ようやく梅雨明けしたと思いましたが、猛烈な暑さになりまして、本日は大変暑い中、それからお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。第3期もきょうで最終日です。次期子ども・子育て支援計画の策定も途中ではありますので、4期以降委員を継続される方も、きょうまでの方も、忌憚のないご意見をいただければと思います。

それでは、子ども・子育て会議は今年度最初なのですが、この間に各部会もそれぞれ開催していますので、新しく委員になられた方のお名前だけ、事務局からご紹介をお願いします。

また、出欠状況と資料の確認もあわせてお願いします。

【事務局】

それでは、今、会長からお話がありましたように、すでに各部会においてそれぞれ新しい委員のご紹介をしておりますが、子ども・子育て会議としては初めてですので、繰り返しのなることがあります。新委員をご紹介します。

初めに、小学校PTA連合会を代表しまして、岡村和俊委員から新しく森健太郎委員が委員となりました。

なお、もうお二人、今回委員の交代がありました。小学校校長会の平山卓委員から、貝塚一石委員へ変更がありましたが、本日所用により欠席のご連絡をいただいています。

また、東京都北児童相談所の石山俊裕委員にかわりまして、新しく横森幸子委員が就任されましたが、本日所用により欠席の連絡をいただいているところです。委員の交代については、以上です。

なお、出席の確認ですが、今、申し上げましたように本日欠席のご連絡をいただいているのは、紹介しました貝塚委員、そして横森委員です。なお、本会議については、定足数を満たしていることをあわせて報告いたします。

続きまして、資料の確認をします。事前に郵送しました部分と本日机上配付しましたものがありますので、あわせてご説明いたします。

まず、机上に置いている資料です。こちらは、5点あります。一番上から、本日の次第でA4両面刷り1枚。そして、二つ目、ホチキスどめになっています第3期の子ども・子育て会議の委員一覧、裏面のほうに事務局の名簿、次のページに本日の座席表を載せています。

三つ目が、事前配布資料の訂正箇所一覧ということで、後ほど事務局から説明する内容ですが、部会でご意見をいただいた部分、事務局案として修正・訂正を考えている部分、あるいは誤植等について、一覧でまとめています。

四つ目です。これもホチキスどめ2枚になっています。右上に資料2追加とあります。子ども・子育て支援事業計画の概要ほかということで、A4が両面刷りで2枚、4ページの資料です。

最後に五つ目の資料11、表題が第4期の子ども・子育て会議、部会（案）となっているもの。以上が、本日机上にお配りしているものです。

また、あわせて事前送付しました資料について確認します。きょうお配りした資料の1枚目の裏面に、資料一覧が載っています。そちらをごらんください。議題ごとに議題1、2そして議題3まで含めまして、お示しのとおり資料の1-1から資料10まで、こちらについて事前に配付しています。不足等がありましたらお申し出ください。資料の確認までは、以上です。

【会長】

ありがとうございました。それでは、議題に入ります。

それでは、議題1（1）です。次世代育成支援行動計画部会の報告と対応について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、この間、各部会で議論しました経過について、まとめて説明をしたいと思います。

6月11日にまず次世代育成支援行動計画部会（以下、「次世代部会」とします）、そして7月3日に支援事業計画部会（以下、「支援部会」とします）をそれぞれ開催し、ご検討いただきました。

初めに、6月11日に開催しました次世代部会での議論と、それを踏まえた事務局の修正案についてご説明します。資料1-1、A3の横になっている資料をごらんください。

まず、1枚目が次世代育成支援行動計画の体系についてです。若干、次世代部会での説明と重複する部分がありますが、ご容赦ください。資料の中央から右にかけて施策目標、そして個別目標となっています。前回の次世代部会でご提案した内容の主なもの。また、次世代部会でご意見をいただき、事務局で修正案を作成したものについて説明します。

初めに、施策目標についてです。こちらは基本方針と同様にこの間の社会状況等の変化はあるものの、文言自体は修正をせず、前回同様とすることについて、次世代部会でご了解をいただきました。

次に、右側の個別目標についてです。事務局案としまして、次世代部会では社会状況や区民ニーズの変化を踏まえ、2点の修正。そして、文言の修正は行いませんが、個別目標にぶら下がる個別目標別事業について、新たな事業の方向性、大きく三つ頭出しをしたいと提案しました。

1点目は、施策目標（1）の①です。本計画の策定の際のアンケート調査結果、そして区民ニーズを踏まえた記載とするため、①の最初にありますように「多様な」という記載を追記し、多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実とすることを提案し、次世代部会としてご了解いただきました。

2点目です。同じく（1）の④です。これについても、この間の子ども・子育て会議の議論、あるいは国における子育て支援の重点的な取り組みとして、切れ目のない支援、これを掲げています。そちらを、この個別目標にも文言を追加する点を提案して、こちらについても次世代部会でご了解をいただいています。

次に、文言修正は行いませんが、3点、新たな要素や拡充を提案しました。1点目は施策目標（3）の④です。こころとからだの健全な成長の中、こちらの中で、性の多様性を

初めとしました人権意識の理解、こちらの要素を盛り込むということ。

2点目は、施策目標（4）、当初の資料では③となっていたところですが、この資料では②となっている、障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援。こちらの中に、近年増加しています外国籍の方々等々の多文化共生の理解の要素を入れるということ。

3点目は、施策目標（5）の①ワーク・ライフ・バランスの理解促進。この中に、働き方改革やライフステージにあわせた自分らしい多様な生き方の要素、こちらについて含めて記載をしているということをご説明しました。この3点のうち、1点目、3点目については次世代部会においてご了解をいただいたところですが、2点目の多文化共生、こちらに関しては、次世代部会で議論をいただき、ご意見をいただきましたのでのちほど事務局の修正案の中で説明をします。

修正は大きく4カ所となります。きょうの資料で赤字訂正をしている部分と、吹き出しがある部分になります。順次説明をします。

まず、1点目は（2）の④です。こちらについては、従前、斜線が引いてあります地域づくりのための人材育成の推進とあったところですが、あくまでこの計画は、地域づくりが目的ではなく、子ども・子育て支援のための個別目標であるため、その趣旨がわかるように地域における子育て支援の担い手の育成とするものです。

2点目は（4）の①です。従前は、児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援としていたものを、次世代部会では児童虐待等では未然防止とあわせて早期発見、早期対応が重要であるという議論をいただきました。そのため、お示ししたように児童虐待の未然防止と早期発見、早期対応及びということで、追記をするとともに、文言を整理しました。

3点目です。こちらは同じく（4）の⑤です。当初、多文化共生に関する要素は、お示しの資料上の②、この中に含めるということで、個別事業の中で詳しく書くという提案をしましたが、次世代部会の中で、この資料上の②番の障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭の支援に含めるには、余りにも内容が大き過ぎる。わかりづらいということで、別に個別目標を立てていくのがよいという意見、議論をいただきました。これを踏まえ、今回赤の⑤にありますように、新たに個別目標⑤番を立てまして、多文化共生に向けた支援という項目を新設しました。この最後の4点目について、また最後の4点目のほかに、これは軽微な修正ですが、（4）の並びをスムーズにするため、①から④の順番を変更しました。

続きまして、裏面にお移りいただいて、1の2をお願いします。こちらについても、次世代部会での議論を踏まえ、吹き出しのところで事務局案の修正をお示ししました。

まず1点目、施策目標2です。従前、子育てしている人と子育てを支えているボランティアあるいは団体の方が、あたかも子育てしているように読めるなど、文脈がわかりづらいというご指摘を受け、赤字のように修正案を作成しました。この文の意味としては、子育て家庭の支援を充実させるとともに、子育てをしている人を支える、あるいは支える団体、あるいはボランティアの方についても、その支援がしやすくなるようなネットワークの構築や人材育成の取り組みも進めていくという趣旨で、修正案を作成しました。

2点目については、その下のところですが、これは文字の誤植で同じ表現が2回、子どもの居場所という言葉が出ていますので、削除したものです。

3点目、右上の施策目標4、これについても、文言整理をし、よりわかりやすい修正と

したものです。なお、施策目標4の下段のところの赤のところです。こちらについては、先ほど⑤として新たに個別目標を立てたところに伴うものと並べかえを行ったことによる修正をしたところ。資料1の2については、以上です。

引き続き、資料の1の3をお願いしたいと思います。こちらから、それぞれの個別事業についての個別目標別事業についてまとめたものです。

1枚目をごらんください。全体の中身をご説明します。上段の部分、こちらについて、施策目標、そして個別目標を書いている、上の丸で囲っているところ、頭に丸がある今後10年とあるところ。5年間の計画の方向性を記載し、中段からの主な取り組み、黒ダイヤの表記ですが、こちらで今後計画期間の5年間の主な取り組みについて記載しました。6月11日の次世代部会においては、この上の部分の丸についてご意見をいただき、議論いたしました。本日は、その次世代部会でのご意見を踏まえ、修正案を中心に説明します。

1点目は、9ページまでお進みください。9ページの④番、上のところ。これは、先ほどの施策個別目標を修正したことにより、地域づくりではなく、地域における子育て支援の担い手という形に修正しました。

本日、机上に配付しました、事前配布資料の訂正箇所一覧という資料をあわせてごらんください。資料1の3のページ9ということで、この表題の訂正箇所をお示ししているように、以降、修正箇所についてはこの一覧のほうに記載をしていますので、あわせてごらんください。こちらがまず、1点目です。

2点目です。また、先に進みまして19ページまでお願いします。19ページのところの2行目の後段です。こちら、次世代部会で貧困問題の解決に努めるという姿勢は大事だが、やはり5カ年の計画の中ですぐに解決できるような課題ではないので、現実的な方針を目標にしたほうが良いということで、多岐にわたった支援を行いますという表現がいかかというご提案をいただきました。そのご提案を踏まえて、訂正箇所一覧の三つ目にありますように、団体等と連携した多岐にわたる支援を行いますと修正案を作成したところ。です。

3点目、次のページの20ページです。こちらについては誤植です。個別目標の部分で、先ほど来、多文化共生に向けた支援ですが、従前使っていた多言語まで入れていますので、これは多言語を削除して、多文化共生に向けた支援とします。

もう1点、中段のところの主な取り組み事業というのが、こちら書いてありますが、あくまでも取り組みの方向性ですので、取り組みということで修正をお願いします。

その後、今の点について次世代部会で、ご質問、ご指摘をいただいた部分です。この資料の1ページに再び戻って、若干補足の説明をしたいと思います。先ほどからご説明していますように、団体の主な取り組み、こちらについては、前回次の次世代部会でご議論いただきたいとお知らせをしたところ。ただ、今回の中でこの記載のイメージをお伝えしたほうが良いと考えまして、今回資料の1ページ、2ページのほうに今後、このシートを作成する際の概要について記載をしていますので、若干説明します。この1ページの部分です。例えば、この施策目標1の家庭の育てる力を支援。そして、多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実というところですが、上の丸で方針、方向性を踏まえ、中段以降で主な取り組み、5年間の取り組みの概要を示しています。例えば、1番の保育所待機

児童解消、そして2番目の放課後児童健全育成事業いわゆる学童クラブ。こちらについては、枠があるようにこの後ご説明をします子ども・子育て支援事業計画で掲げる事業となっていますので、具体的な数量、こちらについてこの取り組みの中でしっかりと明記しています。

次のページ、裏面の2ページをごらんください。こちらのところの例示でいきますと、同様に1の利用者支援事業については、この計画の中で数量化するところですので、お示しのように数量を明示します。

2番の児童相談所等複合施設の整備のようなものについては、今後の計画、取り組みを具体的にお示し、今後の整備の取り組み状況がわかるという必要があるものについては、こういった形で年次であるとか今後の予定がわかるような形で表記します。

また、3番の子育て応援サイトの充実のように、方向性としては例えば推進ですとかそういう方向性は書けるのですが、これをやはり枠囲いで示すというよりは、施策の推進のための取り組みの方向、あるいは拡充策について、このような日本語表記するのがわかりやすく良いのではないかと事務局で考えていますので、このような形を踏まえて、次回の次世代部会で3ページ以降についてもお示ししたいと思っています。

以上、資料の1の1から1の3までの説明をしました。以上です。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

【委員】

まず、資料の1の裏面、施策目標の2、子育て家庭を支援する地域づくり。これの4行目の最後、「また、支援を必要とする人が」から始まる文なのですが、これ、一つの文の中に「自分らしく」というのが2回出てきます。自分らしく子育てができる。自分らしく子育て支援ができる。それと、「それを支える団体やボランティアがともに自分らしく子育て支援ができるネットワークを構築するためとともに」という文章を、例えば、「それを支える団体やボランティアのネットワーク化、」と簡潔にしたほうが、文章がわかりやすいのではないかと思いますのですが、いかがですか。

それから、多分前回も同じだったのかと思うのですが、資料1の3の13ページの2行目の「機会を充実します」、その2行下の「機会を充実します」という表現なのですが、これ、「機会を増やします」とか「事業を充実させます」という言い方を普通するのですが。前の2015年版を見たのですが、お持ちの方、2015年版の61ページをお開きになると、同じ箇所が出てきます。61ページの上から3行目、「機会を提供します」、その2行下、「機会の拡充を図ります」。そういう表現にしないと何か変だなという気がしたのですが、いかがですか。その2点です。

【事務局】

まず、今回、赤字修正を加筆した部分と斜線というか横線を引っ張らせていただいたと

ころを削除ということで、自分らしくというところを一つ、ともに自分らしく子育て支援がというところの「自分らしく」は取るというご提案を差し上げた。ただ、いずれにしても、いま一度ご指摘ありましたので、文書の流れですとかこの辺は事務局で確認しつつ、また会長ともご相談したいと思います。

2点目です。機会を充実しますというところですが、今、ご意見ありましたように、前回のところでいきますと、図りますという表現もありますので、この辺の表記についても、いま一度、事務局で精査をして、会長ともご相談をしたいと思います。

ご指摘ありがとうございます。

【会長】

ほかに、いかがですか。

【委員】

質問ですが、主な取り組みの部分は、9月の次世代部会で提出する予定ですということなので、きょうはそれに対する例えば要望とかというのは議論しないで、上の部分だけを議論したほうがいいですか。

【事務局】

詳しくは、次世代部会のほうでお示ししますが、部会員でない方もいらっしゃいますので、もし会長のほうでよろしければ、ご意見ですとかというのは事務局としては承れればと思いますが、いかがですか。

【会長】

はい、ということですので、もしご意見等がありましたらお願いします。

【委員】

資料の1の3の14ページの4番、こころとからだの健全な成長への支援の丸の一番下の性の多様性に向けての正しい理解と知識の普及啓発という部分について、これは、これからの子どもたちにとって、とても大切なことなので、ぜひ進めていただきたいと思います。公立の学校の制服について、まだ女子がスカート、男子がズボンという規則をつくって運用している学校もあると思うのですが、そういった部分についても配慮をしていただけるといいと思います。

それからもう1点、施策目標5の安心して子育てと仕事ができる環境づくりというところなのですが、どの項目か、22ページの②番、仕事と子育ての両立のための基盤整備というところかもしれないのですが、私自身の経験だと保育園から小学校に子どもが進むと、急に仕事と子育ての両立に困難を感じるが増えていきます。保護者会が突然平日に設定されていたり、水着を買える日が平日だけだったり、何か母親が家にいることが当然だと思われているのかなと思うようなお便りがよく届き、平日に買いにいけなくて子どもに申しわけないと思うことが割とあるのです。基盤整備というのはいろいろな意味があると思うのですが、子どもの教育現場での教員の先生方には、子どもの学用品をそろえる段階

においても、親が両方働いているかもしれないなという想定を持って、進めていただければありがたいなと思います。

【事務局】

まず、全体的にお話します。

大きく2点、制服のことと、就労している家庭の学校の行事、そういうかかわり方ということについては、今回の主な取り組みの中で、その点について個別に今の時点で書く内容としては少し細か過ぎるのではと思います。ただ、それぞれ丸で掲げていますように性の多様性の理解の一つですし、先ほどこの5で書くべきものなのかどうかはありますが、やはりそういった就労家庭、いろいろな家庭がある中で、教育へのかかわりであるとか、学校へのかかわり、それ以外の地域へのかかわりというところでは、非常に重要な視点かと思えます。全体としてはこの計画の中で概念として盛り込むべきと思っていますので、その中で考慮すべきものと考えています。主な取り組みの中では、なかなか表記するには細かいところかなと思います。

【事務局】

性の多様性を踏まえた制服の問題については、具体的には中学校の校長会等を通して、個別にご相談があった場合についてはしっかりと対応するように働きかけています。それから各学校のさまざまな持ち物ですとか、学習に関する保護者の方にもいろいろご協力いただく件についても、学校長の校長会等を通して協議を進めながら、ご指摘の件に関しては、できるだけ進めていけるようにしてまいりたいと思います。

【事務局】

ワーク・ライフ・バランスのことについてお話ししたいと思います。

施策目標5のところのワーク・ライフ・バランスの理解・促進とか、その次の子どもと子育ての両立のための基盤整備のところについては、子育て家庭の方が仕事を持っていて、育児をするためにいろいろな困難があると思うのですが、そもそも企業側、使用者側の理解がないと、育児休業を取ることがなかなか難しいというところで、こちらの②のほうの基盤整備というのも会社側、使用者側の理解を促進するような取り組みということを考えています。委員からご質問があった保育園から学童に上がったときの話というのは、その前の施策のほうの分野に入るかなと思っています。

【委員】

ありがとうございました。

制服の話は、中学校だけではなく小学校の標準服でも、今、女の子スカート、男の子ズボンという形になっているので、非常にナイーブな子どもが多い小学校についても、ご配慮いただけるとありがたいです。まだ、発言をしっかりとできる年ごろにはなっておらず、違和感を覚えてもなかなか自分からはしっかり先生に主張できないような子どもたちについて、あまりがっかりと固めないでいただきたいと思います。

【会長】

ほかに、いかがですか。

【委員】

多分、これ具体的な何をどうしたらいいかというプランは、次回以降ご提案いただくと
思っていますが、全体的に本当にこの問題をどのようにして具体的に組みんでいられる
のかということに非常に興味もあるし、頑張っていたきたいという気持ちもあります。

やはり、ワーク・ライフ・バランスといったときに、保育園の待機児がことしは119
名ということで、また保育所制限を保育課が中心にされると思うのですが、もう一つ考え
ていただきたいのは、私どもは現場の声として何遍もお話をしていますが、きょうだい
が別々の保育園に入園が決まってしまうと、保護者の皆さんの、それこそワークのほう
が忙しくなってしまうと、それがライフ、生活のほうに影響が出てくるという形が
現在でも随分あります。北区においてもほかの自治体においても、保育を必要とする
指数の中で調整するという形で、各区とも調整しています。それが北区の場合は、
なかなか100%というわけにはいかないというのが現状なのです。現場の担当の方
々、努力いただいていることは重々承知しているのですが、子育て家庭ワーク・
ライフ・バランスということを考えたときには、やはりお父さんお母さんがお仕
事されるのに最適な形でお子さんをお預かりするという形をとっていただけると
したい。

私どもが提案したいのは、第2子以降は同一保育園に100%入れるという、それは
やはりそうやってくると少子化対策、保護者の皆さん本当に保育園に入ろうと思っ
て、いろいろ保活という言葉があるように本当に努力されているのですが、一人目
がやって、二人目もまたその保活をしなくてはいけないのか、また三人目もまた
保活をしなくてはいけないのかといったときに、なかなか多子というきょうだい
がご家庭の中にいる、つくることが高度になってくる。エネルギー的にも負担
になってくるのではないのかというのを現場の人間として思うのです。ですから、
ことしもまたお話をするつもりでいますが、少子化対策として、第2子以降は
100%保育園に入れるということがわかれば、お父さんお母さんの保活も楽にな
ってくるのではないかと。これは、今こういうことを言っていると
ころもやっていると
ころもないですから、北区が皆さん現場でご提言等いただいて、少子化対策
としていただけたらと考えています。いろいろな問題点が多いのは十分承知し
ていますが、ただ、ご検討いただく価値はあるかと考えています。

今度、保育のことを離れて、1の3の資料の14ページで、先ほど委員のほうから
もご質疑があつて、こころとからだの健全な成長への支援というその丸の二つ目に
子どもの自己肯定感と権利の主体としてという、子どもが自己肯定感を持つとい
うことは、成長段階で非常に大切なことで、先日も保護司という立場で警察の
少年センターの方からの講演を聴いたのですが、自己肯定感とかそういうこと
が、いろいろ規律を持っていく、遵法精神につながっていくというお話を伺
いました。自己肯定感を持つためには成功体験、例えば学校だと勉強、学習以外
に体操がある、習い事があるだろうし、スポーツもあるだろうし、音楽もあるだ
ろうし、そういうようなところで自分が力を発揮できる、やった、できたとい
う自己達成感が自己肯定感につながっていくのだというお話も伺いました。そ
ういうことを例えば子どもたちが何かを組んで、それができたということを経験
できるよ

うなプラン、方法を考えていただいて、この多くの子どもたちがたくさんのお経験をやってよかった、僕頑張ったよと言えるような形ができる、何か施策をご提供いただければ子どもたちのためにもいいのではないかと。それが積み重ねられて自己肯定感とか、やはり遵法精神のような形につながって行って、子どもが立派に育てば地域も子どもたち大きくなってきますから、地域も健やかに子育てできるように促していけないのではないかといろいろ考えています。

これから具体的な施策が提案されるだろうと思いますが、その中でいろいろとやっていただければと思います。

【会長】

今、委員のご意見にありましたように、何か事務局からありますでしょうか。

【事務局】

私立の保育園の皆さんから私立保育園にかかわらず、公立もそうですが、現場の方々からは、きょうだい同一園というのは強い要望として、日ごろからいただいています。本当に何年も要望書などいただいて、来年度、若干ではあります、きょうだいをお持ちの方が有利に働くような選考の見直しをしました。

ただ、保育園の入所選考の窓口ですと、今でも第2子の保育料が原則半額になりますが、例えばナーバスな話で、お子さんを複数望みながらそれがなかなか叶わない方が、二人目がいる人はいいですねというようなご意見もいただいている、そのあたりをどう公平に取っていくかなど、いろいろ課題かと思っています。

また、例えばA保育園に第一子を通わせていて、弟もA保育園に入れたいという指数3点の方がいらっしまったとして、一方A保育園のお隣に住んでいて、指数10点で第1子の方がいた場合、どちらを入園させるべきなのかといった議論というものもあります。なので、ぜひ、いろいろまたご意見いただきながら、皆さんにご理解いただけるような保育行政というものを目指していきたいと思っています。今後ともご意見いただければと思います。

【委員】

資料1の3の15ページ⑤、子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保についての意見なのですが、ティーンズセンター、毎度お話がこの会議の中でも何度か出ているかと思いますが、2015の計画の63ページのところでいろいろいいことがたくさん書いてありまして、「地域の中高生世代の居場所や自己実現の場、社会体験の機会の場を提供するとともに、悩みなどの相談や」などいろいろ書いてあるのですが、まだ1カ所しかないですよ。1カ所では足りません。それから、本当に今、不登校の高校生、居場所がない10代がふえていて、自殺率の増加なども含めて早急に中高生の居場所、窓口、何か気軽に話せる大人がいる場所、ティーンズセンターを含めた何か違う形でも広げられないかと。あと、例えば小中校の不登校対策窓口をティーンズセンターに設置するとか、中高生に対する対応がとてもおこなわれているように感じます。小さい子を連れてくるお母さんは、子どもセンターとか保育園とか、近くにいっぱいお話しする場所があると思うのですが、ぜひ、中高生と中高生の保護者が困ったときにすぐ駆けつけられるような場所、また、安心して

いられる居場所、怖い大人がいない、安心して話せる大人がいる場所をつくってほしいと思います。

【事務局】

この間、子ども・子育て支援計画の検討においてに限らずティーンズセンターのお話はここで何度か出ているかと思います。子ども・子育て支援計画 2015 では、平成31年までに6カ所ということで書いています。しかし今1カ所というのが実情です。この間、なかなか進まなかったのは、ティーンズセンターという機能としては、少し体を動かしたい、あるいは音楽をやりたい、そういったハード的な部分でかなりハードルが高いところがあるかと思います。ただ、それ以外で悩みを聞いてほしいとか、子ども達の居場所、そういった機能も大事な部分だと思っています。今、基本計画の見直しもありますので、箇所数についてはその辺で明らかになってくるかと思っています。

ただ、一方でティーンズセンターにならなくても、機能として設けるというのは必要かと思っています。今、児童館の中でもティーンズタイムということで、センターの位置づけまでにはなっていませんが、この時間のこの場所は、自由に使っていいとか、みんなで居場所としてという機能を児童館で設けている場所があります。そういったものを現時点では利用していただくというところを踏まえて、将来的には必要な機能を備えるティーンズセンターを計画的に進めていきたいと思っています。その辺の現状と今後の見通しについては、基本計画と整合性をとって載せていきたいと思っています。

【会長】

ほかに、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】

大きな見出しのところではなくて、先ほど委員から制服の話が出て、校長会でそういうのがあったら対応してくださるというお話がありました。昔、もう5、6年前になりますが、自分は中学校のPTAの会長をやっていた時期がありまして、校長先生も皆さん対応が大分違うのです。制服とか大きな行事とかというのを例えば親御さん側とPTA側から言っても、相談ができる学校の先生や校長先生もいらっしゃいますが、そういう大きいことだと、今までこれは決まっていることですからと言って、PTA会長が相談しに行ってもそのまま頭ごなしに叱られるという校長先生も本当に一部ではありますが、います。そういう学校の中にいる子どもたちは声を上げられないし、また親御さんも自分の子どもが、言い方悪いですが人質にとられているような状態ですから、言えないと思うのです。そういう大きな枠組みに関しては、変えることを非常に嫌がる校長先生もいらっしゃるので、自由選択ができるよというのを上から言ってあげないと動けない場合があります。個別対応となると、学校が全部対応してくれるかどうかというのは、不安があります。実際に自分も大きいもので、少し動かそうとしてある校長先生に相談して、却下されたという経験があるので、制服とか大きな部分は選択肢を指し示してあげるのも必要なのではないかと思います。

【会長】

今のご意見に対していかがですか。事務局のほうから。はい。

【事務局】

本当におっしゃるとおりで、ある意味こちらのほうからこういう取り組みでやってくださいと示すことは当然大事だと思いますので、声を聞きながらこちらのほうの方針もまとめつつ具体的な提案をできるように努めたいと思います。

【会長】

ありがとうございました。ほかに、いかがですか。

【委員】

先ほど、委員のほうからティーンズのことが出たのですが、私たちも1カ所ではなく、数カ所必要だとは思っています。それと子どもたちの相談というところなのですが、臨床心理の先生が巡回で回っています。通常は職員が何か困ったことや、課題があったときには察知して話をしたりもしています。必要があればその臨床心理士等につなげるのですが、児童館のいいところというのが、一対一の相談はたいてい個別の部屋でとなりますが、通常遊んでいる場所でフランクに、友達のような感じで、「どうした」と気軽に声をかける利点があると思います。

また、保護者に対しても、プライバシーが守れるような形で設定をするということもあります。ティーンズセンターの役割としてこれから私たちも発展していくことを願っていますが、相談に関しては、専門家の介入も可能です。

【会長】

ありがとうございました。そのほかに何か、ご質問ご意見等ありますか。

【委員】

今までの話を伺っていて、15ページの子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保のところも、一つ目の丸のところ、子どもに関する総合的な相談拠点としての複合施設を整備とありますが、このときに想定されている相談はどういうことなのか質問させてください。子どものその心理面での悩みがあって相談というタイプと、あとは、例えばこういうふうなことが学校で困っているが、学校は全然話を聞いてくれないとかそういうような相談もあり得るような気がしていて、ここで総合的な相談拠点としての複合施設は、子どもに関する何でも相談を受けてくれるワンストップサービスみたいなことをどこに置くことを想定されているのか教えてください。

【事務局】

今回の資料で言いますと、資料1の3の2ページに、15ページに出てくるものと同じ内容と簡単な説明が載っているところです。こちらについては、この注釈にあるように、まだ検討中の内容となっているのですが、現在想定しているものとしては、子ども家庭セ

ンターのいわゆる総合的な相談機能、それからさくらんぼ園の発達相談の機能、それから教育総合相談センターの就学相談の機能、これらを複合化して整備することを検討しています。

【委員】

2 ページ目のことを完全に見逃していました。子どもも親も、子どもに関する何を何でも相談できるワンストップサービスの機能がありますということを宣伝すると思いました。

【委員】

施策目標 2 の多分 6 から 10 ページについて。私自体が結婚して子どもが産まれるかもしれないというところで北区に引っ越してきて 5 年目になるのですが、今は子どもも二人いて、私の友達も北区に引っ越してきていたりしています。結婚したり子どもが産まれたりするなどをきっかけに。私は夫婦ともにこれまで余り北区になじみがなかったのですが、この地域における子育て支援というところで、恐らく都内に住んでいる人は区内と区外から北区に引っ越してくる、もしくは第一子が産まれたから区内で、またマンションで大きいところに引っ越すというのがあるので、必ずしも同じ家に住んでいるとは限らないです。例えば、私はもしかしたら 3 人目が産まれたら区内の近隣地区に引っ越すので、地域のことはまだ浅いですとなったときに、この地域の私は根づいているほうだと思うのですが、浅いような家庭とかをうまく地域になじませやすくするとか、情報が得られやすいようなものがあつたらいいなと思っていて。私はどちらかというと自治会の運動会とか結構そういうのに出たりするので、保育園とか小学校の話はそういったところから聞いているのですが、余り意識せずに行ける人はいいのですが、必ずしも全員そうではないと思いますので、引っ越しした人がわかりやすいような情報、そういうツールとかあつたらいいなと思っていました。

【事務局】

子育てに限らず情報というのはすごく大事だと思います。そういった意味では、いろいろなツールで情報発信をしているところですが、受け取る方のアンテナがどうなっているかというのは、いつも課題になっているかと思います。今の地域の話でいきますと、青少年地区委員会、町会、自治会、そして学校 P T A という地域の地縁の団体等々あります。北区は地域の子どもは地域で育てるというところで、地域ぐるみで子育てを支援するという、あるいは、地域のきずなづくりということで、地域を上げてそれぞれ行っていますので、地域での取り組み、地域を跨いだようなママ友、パパ友を含めていろいろな形があると思いますので、それぞれの中で盛り込むことが難しい部分もありますが、今言ったような地域のこと、情報のことについては全体の中でその辺がわかるような表現をどこかに入れたいと思っています。

【委員】

20 ページのところ、今回新たに新設された多文化共生に向けた支援があると思うの

ですが、ここで外国人の子どもの就学機会ということは言われています。今、幼稚園や保育園も外国籍のお子さんが多くなっていて、日本語が母語ではないだけではなくて、何語も母語ではないようなお子さんが大変ふえていると思います。この項目で小学校以降のお子さんと、それから保護者は多言語による子育てに関する情報ということで、その二つに大きくくくられているのですが、小学校に入る前の子どもに対して、乳幼児に対しても何か支援というのが盛り込まれるといいなという意見です。

【事務局】

今の施策の中では、当然学校教育の中での支援があったり、あるいは保護者を中心にはいろいろな施策したりというのはあると思います。ただ、子ども自身の就学前となると、すぐに思い浮かばないところですが、語学を含めて文化を知る、あるいは文化になじんで日本での生活をしっかり送れる、子育てがしっかりできるというのが基本になってくると思います。この項目について今、北区では多文化共生ということで指針、そして行動計画を立てているところです。先日も会議がありましたので、その辺の方針をできるだけ入れて、特に子育てという部分で子ども自身、そして保護者、関係者を含めて何ができるのかというのを可能な限り考えていきたいと思っています。

【委員】

今、本当に外国人のお子さんが多いです。それで教育委員会に言いたいのですが、教育委員会の施策は全部小学校以上の施策です。多文化共生の教育委員会が言語指導の指導員を小学校の1年生、2年生に対して巡回指導をやりますということはあるのですが、未就学児にそういう体制がないと。保育は教育委員会の傘下に入って、一緒に子どものことを考えていただけるようなことになったので、その辺の政策をするとき小学生と未就学児を分けるのをやめてもらって、未就学児も一緒に、きちんと言語教育、巡回指導等をしていただきたいと思っています。現在、保育園での子どもたちは、多文化共生指針の中にある総務部が持っている通訳の派遣、年に10回、それだけしかないのです。保育園に来ている日本語わからない子どもがぐずっても、先生がどうしたの、大丈夫と声をかけてもわからない。だから、1日泣きっぱなし。それが何日も続く。長い子は本当に子ども同士でコミュニケーションが取れないような状況で。子ども同士が朝一緒に遊んで、仲よしもできるし、心も安定してくるというような集団活動のよさ、これを味わってもらえていない。そういう現場の姿をきちんと教育委員会でも施策担当する方は、現場の様子を見てこれから検討しますと悠長なことを言っていたら、毎日毎日子ども来ているので、早急に対応をしていただかないと、子どもが可哀想。現場はもちろん、我々もいろいろと手を尽くしていきが、現場の子どもたちが本当に成長というのは難しいだろうな。精神的に落ちついていないので。そういう形を何年も何年もこれから政策ができて、これから政策つくります、対応どうしましょうかというところまでやっていたら本当に今話していることは来年に生きてくれば早いほうだと思います。そんなだったら子どもは大きくなってしまいうし、早急な対応が必要だと思っていますので、そのことも一つあわせてお願いしたいと思っています。

【委員】

どこの項目ということではないのですが、課長が今、地域の子どもは地域で育てるとおっしゃいましたよね。これはそのとおりです。実は、小・中学校は、指定校で地元の学校に必然的に入るのが前提だと。ところが保育園はそういう制度ないですよ。私は、こういう会合に10年来出てずっと言い続けています。

例えば、保育園の点数制度で、減点方式といいますか、そういう中で地域が何らかの場合、ポイント制というのはどうなのかなと。これは北区ではできないということ、お答えはもうわかっています。東京都とか国の制度があって、北区の中でできないというお答えになるでしょうが。地元の子どもが自分の地域の保育園に入りたければ、ほかの条件が全て一緒ならほかの地域から来るお子さんよりは優先的に入れるというのを考えていただきたいです。

【事務局】

近くの人が入れずに遠くの人が入れるというのは、例えば先ほどきょうだいの話もありましたが、少し矛盾するようなどころも出てくるのです。きょうだい絶対優先で、地域が2番手でいいのかとか、すごく難しいところです。今のところの考えなのですが、まず保育園というのは、どうしても整備が進む地域、進まない地域というのがあります。そうしたときに、どこまでいくのだろうと。例えば、豊島五丁目団地で保育園が公立園で二つあるのですが、では五丁目団地を離れて四丁目でも三丁目でも、近くは近くですよ。そういった中で、どこまでの方を優先していいのか。例えば一般的には駅のほうに向かって出勤するという傾向が強いところもあり、その地域についてどこまで減点する、加点をするというのは公平性からして難しいというのが現状です。

ただ、ご意見としては本当にわかります。地域の方が優先というのもですが、これがいい、悪い、いろいろ賛否両論あります。例えば小さいお子さんを抱えて職場の近くに預けるという方も、それも一つ考え方としてあるような中で、そこに点数化して踏み切るというのが難しいという現状です。ご意見についてはごもっともと思える部分もありますので、引き続き検討していきたいと思えます。

【委員】

いい保育園かそうではないかは少し難しい面だと思いますが、学区域はきちんとなっていて、そこがいい学校だから滝野川から行こうということとはできないですよ。ですから、そういう理論で言えば、今お答えのあった、思うようにいいところが地元になんとかあるとかということとは必ずしも一致しない。意見の一つです。

【会長】

はい、ありがとうございます。皆さんいろいろご意見があるかと思いますが、それではひとまず(1)は終わらせていただき、次に2のほうですね。支援事業計画部会の報告と対応について、説明をお願いします。

【事務局】

続きまして、資料2を使い、7月3日開催の子ども・子育て支援事業計画部会、こちらで議論いただいた内容について説明します。初めに、本日お配りしました4枚目にありました資料2の追加ということで、ホチキスどめになっています子ども・子育て支援事業計画の概要他という資料をごらんください。ホチキスどめ両面4ページになっています。

初めに、この子ども・子育て支援事業計画とはというところの1番です。こちらについては、子ども・子育て支援法の61条に基づく事業計画です。5カ年の計画期間ですので、今回は令和2年度から6年度までの5カ年を計画期間とする幼児期の学校教育、保育や地域の子育て支援に関する計画です。

2番です。市町村子ども・子育て支援計画に記載すべき事項というところです。こちら、黒い四角で示しています教育保育の区域の提供、これについてはさまざまな状況を総合的に勘案して、地域の実情に応じて見込み量と確保方策を、区域を定めて計画の策定をすること。そして、二つ目の四角の黒です。見込み量、確保策について、まず一つ目が幼児期の教育保育について。そして、その下、地域子ども・子育て支援事業ということで、いわゆる13事業についての内容について盛り込むというところになっているのが、この計画です。

一番最後の4ページまでお進みください。こちらに今、示しました(1)としまして幼児期の教育保育、そして(2)ということで、いわゆる13事業の地域子ども・子育て支援事業について一覧で示しています。先ほどの区域のことについては、前回の支援部会のご了解をいただいたところですが、地域のさまざまな状況、条件を総合的に勘案して、区域を定めるというところまでして、国の指針については今回も変更がありません。そういった形で、前回この現計画であります子ども・子育て支援計画2015策定時の考え方を踏まえまして、前回と同様に区域設定することをご了解いただきました。具体的に言いますと、この表の(1)の枠の下で、①とあります。保育園は、3区域、②幼稚園、認定こども園1区域、同じく13事業についてはこの枠の一番下です。1から10の事業については区内を一区域全域とし、そして11番、放課後児童健全育成事業いわゆる学童クラブ、こちらについては3区域に分けて考えていくというところ。12、13については区域の設定がありません。

中身に移ります。事前配布しました資料2をごらんください。1ページから4ページが、幼児期の学校教育保育ということで、保育園、認定こども園、保育利用分、そして地域型保育。そして4ページが、②ということで幼稚園・認定こども園の保育利用分をお示ししています。

5ページから最後の20ページまでが、(2)ということで、地域子ども・子育て支援事業いわゆる13事業についてお示ししています。こちらについては、支援部会で「今後の方向性」について次の機会に示しますとしたとこで、今回初めてお示しをしています。この辺でお気づきの点があれば、ご意見をいただければと思います。

また、支援部会での議論について大きく2点説明します。

一つ目です。6ページをごらんください。②ということで、地域子育て支援拠点事業のシートになっているところです。こちらについては、中段のところをごらんください。量の見込みと確保方策、これが同数で差引過不足がゼロというところになっています。ここが、数字としてゼロになるに違和感があるとご指摘いただきました。ほか、何か所かプラ

スマイナスがちょうどゼロになっているという事業が複数あります。これについては、この地域子育て支援拠点事業、いわゆる子どもセンターあるいは、育ち愛ほっと館に来館する人の見込み量、この確保方策を検討するものです。実際、子どもセンターや育ち愛ほっと館の施設利用については、特に定員を設けていたり、来館者が多数になることでお断りするようにはなっていないので、現状の施設の状況ですとか、機能において十分量的見込みを確保できるというところで、見込み量を同数として記載しています。

ただ、ここについてはこのままではわかりづらいというご意見をいただいていますので、当日配付、事前配付の訂正箇所一覧の一番最後の行でお示ししましたように、P 6 から P 9 の各確保方策の表中の過不足がゼロになることというところについて、これがゼロになるという説明を今後、補記、追記することを考えています。

続いて、2 点目です。同じく支援部会でご指摘いただいたところですが、1 6 ページをごらんください。1 1 番の放課後児童健全育成事業（学童クラブ）のところですが、こちらについては、現在例えば学童クラブについては待機児童が発生している状況です。そういった中では、ここについては3 区域で区域を分けるとともに、北区全体の数値も載せています。この表につきましては令和2 年度から令和6 年度まで、過不足としては、プラスということで十分ニーズを満たす定員を確保しているという表になっています。ただし、実際現在のような状況と同じで、各学校においてはその実態とこの数字が乖離している部分があるのではないかというご意見をいただきました。この計画においては、例えば令和2 年度の1 年生から3 年生の確保策については、これは令和元年度に比べて、現状の数字でいくと2 0 0 名の定員拡大を想定し、数字を掲載しています。そういった中では、現時点でも学校単位において十分定員を満たすような計画を立てているところですが、今後、児童数の動向ですとか、学童クラブの定員拡大、この辺の進捗等において、修正の必要がある可能性はあり得ます。そういったことを総合的に考えまして、引き続きこの辺の表現については、精査していきたいと思っています。

現状の推計であるとか確保方策の中、十分学校単位でも確保できる、あるいは確保する計画を立てていきたいというところでお示しをしています。

もう一点、その他ということで、資料はありませんが事務局のほうからお伝えしたいところがあります。資料はありません。7 月2 2 日付で国から子ども・子育て支援法に基づく基本指針、この改定の案が示されました。改定については、来年度と聞いていますので、案としての情報提供がありました。まだ、案という段階ですが、この検討の中で考慮すべき内容もあると事務局のほうでは考えているところです。口頭で恐縮ですが、一例としては、新放課後子ども総合プラン。あるいは、児童虐待防止対策。国際化の進展に伴う必要な支援。幼児教育、保育の無償化などが記載されています。

なお、今お示しの部分については、この間、この会議でそれを踏まえて十分ご議論をいただいていると事務局としては考えています。そのため、詳しくは今後、国からこの辺の情報が入ると思いますので、この内容を少し精査して、必要な情報をお示しし、それを含めて必要に応じご検討をお願いしたいと思っています。

【会長】

それでは、ただいまのご説明に関して、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

【委員】

今の説明について、質問したいのですが、16ページの学童クラブのこの現時点では学校単位でもニーズを満たすとおっしゃいましたけど、待機児童は今年度の4月の時点で6校出ていますが、それについて令和2年度の時点で待機児童がゼロという見込みと理解してよろしいですか。

【事務局】

31年4月期に関しては、6校程度の学童クラブの待機児童が出ているのが現状です。現在、その他の学校の課題等を含めて、どのような形で実施するかについては検討中です。その中には、一般的に一つの学童をふやすと40名定員をふやすという方法もありますし、また、王子第一小学校については、まだ学校内で学童クラブが整備で来ていない状況もありますので、学校敷地以外でさまざまな運用を工夫してやっている学校もありますので、それらも踏まえて、この4月からの定員増については200名を予定しているところですが、まだこの数字については現在検討中な部分ですので、またこの会議等でも新たなものも含めてご説明できる段階になりましたら説明したいと思っています。

【委員】

待機児童が今発生している学童について、来年度、40人ふやすことはできないところも多いと思うのですが、何か違う方策で定員を増やす見込みだということですか。

【事務局】

今、ある学校の中では一つの学校ではなくて、二つ、三つの学校が共用してやるような学童も一部存在しています。そのあたりが各学校のハード面を含めたさまざまな環境の中で、どのような形でやるのかについて、個別の学校について検討しているところです。現在、学童クラブを整備するための予算の確保も、まだ十分にできていない状況ですので、今後の北区の区議会定例会において、補正予算の計上を含めて今、検討しています。

【事務局】

6校、80名この4月で待機が出ているというところ。それなのにこの令和2年度、この過不足がプラスになっているというところ。今、担当課長申し上げましたとおり、個別にお話しすることはまだ難しい状況ではありますが、いろいろな方法、学校の中に入れるところがあるのかどうか、あるいは、あいている区の施設で区有施設の中で確保できるところが近隣にあるのかどうか、そういうところは担当課で考えているところです。それから、この数値、令和2年度481、3年度426という数字については、今後の方策を考える中で、少しまだ動く可能性がありますので、今後またお示ししていきます。

【委員】

ありがとうございます。未確定なところが多いのに、突っ込んだ質問をしてしまいました。ぜひ、取り組みを進めていただければと思います。

【会長】

ほかに、いかがですか。

【委員】

支援部会の際に確認すればよかったのですが、3ページの3号認定子どもの保育利用率なのですが、この確保方策と推計人口、例えば令和4年度北区全体の9,410人の推計人口の47.86%が確保されていますよという、そういう意味合いですよ。これ普通に思うと保育利用する人が令和4年には47%になってしまうのかなと解釈できるのではないかなという気がするのですが。あくまで推計人口の確保方策が、47%しか令和4年時にはありませんよということですよ、この意味合いは。令和4年度で、例えば保育園就園率が何%あるのかという推計をするというのは立てていらっしゃいますよね。

【事務局】

今、委員がおっしゃったとおりの数字です。なお、この表記ですが、国の作成指針においてこの保育利用率等の名称が示されており、このような表現になっています。注釈で何か入れるべきかどうかというのは、今のご意見を踏まえて検討をしたいと思います。

【会長】

はい、ありがとうございます。ほかに、いかがですか。

【委員】

今の資料を見ると令和の保育、北区全体の整備計画というのですか、1年目、2年目、3年目という、その数字の下の過不足とかが、見ていると合っているのかなと。例えば、1年目、令和2年度の2号認定の3歳、5歳が、例えば2から引く1が569。すると、2から2が4,968から4,399を引くと569になるのだなとは思いますが、では、3号認定の1歳、2歳の整備率のところ、特定教育保育施設が3,209。特定地域型保育事業が260。認可外保育施設等が88で、これを足して2から1を引くと170幾つになるのですかね、これ。何かこの数字のところ、これ合っているのかなと思って、まだ精査を見てないのですが、思ったのと、それと、こんなに整備しないと間に合わなくなるのかなと。整備計画自体のあれが、毎年毎年500人、600人、500人、400人という整備をしていかないと、要するに北区の保育事業に間に合わないのか、そんなに毎年ふえていくのかと、少し心配なところがあるのですが。

【事務局】

まず、資料2の1ページ目の、計算式が入っていませんので、わかりにくくて恐縮です。先ほど申しました、委員のほうからおっしゃいました3号子ども1歳、2歳については、②-①のところ、②の確保方策については、三つのものを足し算した上で、①の量の見込みを引くということですので、具体的な数字を申しますと、3,209+260+88を足し算したものに対して、3,384を引きますと、173の形になる部分です。

また、2点目、これからの正規の計画数については、現在も待機児童は発生している状況も見据えまして、計画しているところです。

また、各地域においては、保育園について不足しているところと、供給が多くなっている部分もありますので、そのあたりについては、各園の保護者の方々にとってのニーズも含め、また私立保育園のこれからの運営等も含めて、慎重に検討してまいりたいと思っています。

【会長】

委員のほう、よろしいですか。

ほかにいかがですか。

【委員】

資料の6ページ目に、地域子育て拠点事業ですが、一つは単純に質問で、量の見込みが大体30万ぐらいあるのですが、事前配布の資料の人口推計を見ると、0歳から11歳を合算すると、大体3万3,000人です。単純に一人10回ぐらい、ここの支援拠点にお世話になりたいという意向があるかなと思って。10回とは具体的にどんなものを想定しているのかというのが、単純な質問で一つ。

あとは、それ次第なのですが、単純に問い合わせとかであれば、事業として拠点数をふやしていくのが目的かどうか、私も理解していないのですが、オンラインでの問い合わせが多いのであれば、そういう拠点というよりは、遠隔で相談の対応をするようなやり方というのは、充実させていければいいのではないかと思います。

【事務局】

こちらで量の見込みについて28万という数字ですが、お一人の方が、あるいは定期的にご相談に来られる方、そういう方がいらっしゃいます。

内容としては、例えば発達に応じて今こんな状況だけでもこうだったという。そして1カ月後にこういうことがあるので心配だ。そういったご相談がありますので、回数としては、お一人の方が10回相談なさる件数もありますが、お一人の方が1回で終わる件数というのもあります。

その辺は統計的に調べまして、この程度の量が必要だと考えているところです。

それと、ただ今拠点事業ということで、そもそも拠点なのかというご指摘ですが、この計画の中身ですが、基本的に拠点をふやすというよりも、やはり、そういった拠点において、きちんにご相談されたい保護者の方ですとか、子どもたち、そういう方がきちんと地域で受け入れてくれる体制、そういったものをきちんと整備する必要があるだろうという中で、現在、児童館、子どもセンター、そういったところで対応していますが、一応キャパシティ的に、ご相談をお断りすることはありませんので、支援拠点事業としてはある程度充足しているのかと考えています。

ただ、やはり子どもたちの相談というのは、こちらにお示しのとおり、件数的にもふえていくところですので、そこはしっかり受け入れ体制をいずれは考えていくときが来るのかもしれないと思います。

【事務局】

若干、補足します。

事業内容のところで、相談ですとか、情報提供、その他援助とありますので、何かそこに特化したようなイメージがあると思います。もちろん相談の利用者もそうですし、一般的な利用、講座の利用も含めて、利用としては想定しているのが1点です。

また、基本的に0から2歳児の保護者。子どもというか、保護者が利用するという数字をここでは算出しています。

国の資料の見込みや考え方ですが、これはニーズ調査、こちらで捉えた数字を基本的に数値化するというところですので、北区で行ったアンケート調査の結果を北区の実情に若干補正して量の見込みを出しています。

【会長】

ありがとうございました。ほかにいかがですか。

【委員】

例えば、今お話のあった6ページ、地域子育て支援拠点事業とかも載って、量だけ確保しても余り意味がないかと思っていて、私はこういうので実際に凄くいい思いをしたというか、助かったのですが、そういう満足度とかそういうのも目標であったらいいのにと思いました。ただ来館すればいいということではなく、満足度とか何かそういうのも目標に入っていたらいいなど。このページだけではないのですが、入っていたらいいという項目もあると思いました。

【事務局】

量の見込みとともに質のアンケートなりの満足度というところは大切だと思います。

しかし本計画は、趣旨としては利用者とか、利用する環境がしっかり整っているという部分の数値化ということなので、ここでは満足度というのをここに盛り込む内容にはなっていません。

議論の初めのときにも申し上げましたように、利用の事業とか、サービスについては、量とともに質が大事だということをこの会議でも申し上げるとともに、皆様からもいただいていますので、質については、前段の計画、各施策の中で、量と質という面で記載していくところかと思えます。この支援事業計画では量の記載をしていくということになっています。

【会長】

ほかにいかがですか。よろしいですか。

これで議題の1が終わりました、実はこれから議題の2に行くのですが、事務局いかがですか。8時半という時間が近づいてきましたが、大丈夫でしょうか。

できれば、なるべく決められた時間、難しいかもしれませんが、スピードアップして、なおかつ簡略にできる場所はお願いできればと思います。

それでは、議題2の子ども・子育て施策に係る報告事項について。
切りのいいところで切っていただくということをお願いします。

【事務局】

2番、子ども・子育て施策に係る報告事項、(1)からご説明します。
まず、資料3をごらんください。

資料3の件名としまして、保育所待機児童の解消の取り組みについてです。

本日お配りした次第と裏面にあります配付資料一覧の資料3について、件名が開設予定ということで誤っています。資料3のほうの保育所待機児童の解消の取り組みについてが正しいので、訂正します。それでは、資料3を基にご説明します。

1、待機児童解消のための児童受け入れ数増の実績及び今後の見込みについてです。

平成30年4月期の時点の受け入れ可能数については、全体で8,917名。31年4月期までに300名の定員増を諮りました。また、令和2年4月期までの中で、現在決定しているところ、280名の定員増を行う予定です。

2番です。令和2年4月開設予定の施設についてご報告します。

280名の定員拡大の中で、今回初めて、こちらの会議でご説明する内容が、1番、2番についてです。

(1)(仮称)ココファン・ナーサリー田端。

株式会社学研ココファン・ナーサリーです。

場所は田端一丁目12番でして、59名の定員を予定しています。

参考図として、3枚目の2の(1)で、田端駅の周辺の地図でお示しした星印の部分が新しく開設予定の保育園となります。

また、資料戻りまして、2の(2)(仮称)王子神谷雲母保育園です。

株式会社モード・プランニング・ジャパンです。

場所は王子五丁目22番。

定員60名の予定です。

こちらについても、案内図を先ほどと同様のところに記載していますので、ご確認ください。

資料の裏面に移りまして、3番、待機児童の状況についてです。ここ3年間の待機児童の状況をお示したものです。

平成31年4月期については、119名の待機児童が発生しています。また、29年4月、30年4月について、表で記載しています。

また、地区別の内訳ですが、30年4月については、全体で42名の待機児童がいましたが、滝野川西、滝野川東地区の滝野川地区に限っていました。

また、31年度4月期については、119名と増加しましたが、引き続き滝野川西、滝野川東地区に加え、赤羽東地区や王子東地区といった一部の地区の採用におきましても、15名以上の待機児童が発生している部分ですので、こちらについては、今後とも取り組みを含めて、待機児解消を図っていきたいと思います。

4番、今後の待機児童の解消策についてです。

こちら2点ありまして、一つ目が、待機児童の多い滝野川地域(田端駅～上中里駅周辺)

及び赤羽東地域については、私立認可保育園の新規募集を行っていきます。

二つ目、民間施設の誘致を基本としながらも、あらゆる方策を検討し、地域の保育需要、3歳児等の受け入れ数の確保に配慮しながら進めていきたいと思っております。

私からの報告は以上です。

【事務局】

私からは資料4の幼児教育・保育無償化に伴う認可外保育施設の利用料及び幼稚園等の預かり保育利用料等に対する補助についてです。

皆様には、既にご案内かもしれませんが、消費税の税率見直しと合わせまして、新制度に移行した保育園ですとか、幼稚園、そういったものの利用料が3歳以上のお子様は無償となります。

ただ、それと合わせて、新制度に移行していない幼稚園の保育料、これについては、東京都標準、そういったものが、今は世帯の収入等により補助がかかっているわけですが、そういったものが一律に補助されるようになるということ。

そして、認可外保育施設ですとか、幼稚園の預かり保育、そういったものについても、一部利用料が補助されると、そういった取り組みが始まります。

ただ、幼稚園の預かり保育ですとか、認可外保育は、利用の前に保育の必要性の認定というのを行う必要があります。その案内を先んじて行いますといったことの趣旨です。

また、保育園、幼稚園のいわゆる一般的な無償化のことについては、間もなく北区ニュース等で、皆様にご案内いたしますので、またご確認いただければと思います。

【事務局】

引き続き、私からは資料5、生活困窮・ひとり親世帯等の中学生への学習支援事業についてご説明いたします。

1番の要旨です。平成29年に策定した本計画に基づき、学習支援事業「みらいきた」については、平成29年10月から区有施設2カ所、定員40名で開始しました。30年度からは、ひとり親世帯だけではなく、生活困窮世帯も対象に加え、区有施設3カ所で実施し、本年度はさらに拡大して5カ所、定員180名で事業を実施しています。

現状の応募状況、あるいは実行の状況について、ご報告します。

2番の(1)、(2)が対象及び募集方法です。お示しのとおり募集をしています。

(3)の実施場所です。従前①②④の3カ所で行っていましたが、今回③赤羽東地区と滝野川西地区。これは王子西地区に隣接していますので、併記をしている2会場で新規に実施をしています。

なお、実施場所については非公表とし、受講決定者のみに通知しています。

(4)の実施主体については、株式会社エデュケーショナルネットワーク（栄光ゼミナール）へ事業委託をしています。

(5)のとおり実施内容です。それぞれの学習支援の状況です。基本的に受講者2名に対し、支援員一人を配置しています。

裏面ですが、選考結果については6月14日の時点の分を載せていますが、口頭で直近の状況について、補足の説明をします。

6月14日の時点では、4月に当初の申込が159名。定員が180名ですので再募集をしました。再募集で41名、受講の申し込みがあり、17名が落選となりました。その後、辞退等がありまして、現在11名が受講の待機となっています。おおむね「受講場所がここでないと受講したくない」という方が受講待機という状況です。

スケジュールはお示しのとおりとなっておりまして、現在5会場で実施しています。続きまして、資料6まで説明をします。

子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業です。これについても、これまで取り組みをしていますので、直近の状況について、ご報告します。

1の要旨です。この計画に基づき、事業を進めており、29年10月から事業を開始しています。

昨年度は13団体からの申請を受け付けまして、全申請団体に対して補助金を交付しました。

今年度は、後ほど裏面をごらんください。

14団体ということで、1団体の増加という形になっています。

2が現状地区ごとの数はお示しのとおりです。

また、3の事業内容についても、昨年度と同様ですので、後ほどごらんください。

4のスケジュール。こちらともこれまでの状況ですので、後ほどごらんください。

裏面をお願いします。

今年度の決定団体の一覧ということで、14団体をお示ししています。総数としては、1団体増で、7番の西が丘子ども食堂「じゃがいも」と9番さくらんぼ食堂。この2団体が、新たに今年度から申請いただき、決定した団体です。

説明は以上です。

【会長】

今、(1)から(4)までです。保育と、それから学習支援、子ども食堂について、ご説明がありました。

それでは、ご質問、ご意見がありましたら、お願いします。

【委員】

資料5の「みらいきた」なのですが、17名が落選だったのが、11名に変わったということは、辞退された方が6人いらっしまったということですよ。辞退された方の理由は、どんなものか教えていただけますか。

【事務局】

受講に際して、必ず三者面談で保護者、受講者本人、そして事業者で面談を行います。その中で、受講の意志が固まらなかった、受講予定日が部活と重なっている、ほかの用事と重なってそちらを優先するなど、一律ではないですが、そういった状況と思います。

【委員】

待機といっても、誰かがやめないと入れないわけなので、なるべくやめないで続けてい

ただきたいわけですから、11名の待機の方はどうなるのですか。

【事務局】

昨年度も若干そういった方がいらっしやって、受講が最後までかなわなかった方もいらっしやいます。

待機されている方は、5会場のうち、「ここじゃないと受けたくない」という方がほとんど。たしか10名か9名かだったと思います。本人が希望する近いところで受講していただきたいのですが、指導者と受講者の人数割合もあり、お待ちいただくのが現状かと思えます。

【委員】

勉強する機会がないというのは、すごく問題だと思っていて、心配になったものです。

地域で学習支援教室をしていて、中学校になると「みらいきた」をお勧めして応募してもらうのですが、あまりに遠いと通いにくいですし、雨の日は来ないということもあるので、やはり近場のほうがいいですし、暗い中での帰宅は遠いところだと危ないこともあるので、なるべくそういう待機の子が出ないように、みんなに勉強する機会があるといいなと思っています。

それから、資料6の子ども食堂支援事業。裏面の地域別になっている決定団体のところを見ると、やたらと赤羽が多いなと思うのですが、申請しない団体もあるわけで、例えば月2回以上やっている団体といったような条件があり、月1回やっている子ども食堂とか、あるいは席の少ない、キャパの少ないところは、公開するとたくさん人が来てしまうので、ひそかに、支援の必要なお子さんだけに来てもらってやっています。そういった活動をされているので、ここで全部施設名と住所が出ていますが、本当は非公開のところもあるのですよね。このように少しずつ増えていくというのは、地域の子どもや子育て中の保護者の方にとっては、とてもいいことだと思うので、このまま続けていただけたらなと思います。

というのは、私の知り合いが新宿で子ども食堂をやっていて、毎年助成金が減っていくという方式で、5年目で0になります。その後は、自力でやりなさいと。「参加費を高くすればいい」と言われたそうでびっくりしました。子ども食堂は、無料あるいは安価・低額でという条件でやっているなので、採算割れしないように、自分で何か助成をどこかで取ってくるのか、自腹を切るとか、スタッフで出し合うとか、そんなようなこともあったりするので、北区でも、このような助成がある程度続いていけばいいなと思っています。

【会長】

ほかにいかがですか。

それではよろしければ、次に行っていただけますか。

【事務局】

それでは、資料7をごらんください。

未婚の児童扶養手当受給者に対します臨時・特別の給付金の支給についてです。

1 番の要旨です。消費税が引き上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、ひとり親に対して臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して、本年度、標記の給付金を支給するものです。

内容、2 番をごらんください。

支給対象者については、令和元年度の1 1 月分の児童扶養手当の支給が基準日になっていますので、父または母で、基準日自体1 0 月末で、これまで、法律婚をしていない方です。

直近の数字でいきますと、北区で、おおむね2 3 6 名程度と想定しています。

支給金額は1 万7, 5 0 0 円です。こちらについては少し専門的な話になりますが、仮に所得税において、いわゆる法律婚をして、その方が亡くなったりという場合には、寡婦控除というのが適用されます。適用した場合の標準的な減税額というのが、寡婦控除額3 5 万円かける税率5 %ということで1 万7, 5 0 0 円。この相当額を支給すると聞いています。

申請については、お示しのとおりです。申請書については、きょう7 月末に発送しまして、明日から受け付けを開始する予定です。

今後の予定等については、お示しのとおりです。

続きまして、資料8 をごらんください。

子育てワンストップサービス、愛称ぴったりサービスによります児童手当の電子申請の運用開始についてです。

こちらも1 番、要旨です。区民の利便性の向上のため、これは6 月ですが、6 月1 日より子育てワンストップサービス、愛称ぴったりサービスについて、マイナンバーを活用した電子申請による受け付けを開始したところです。

2 番の(2)で導入効果、(1)で申請を開始した手続について、お示ししています。

裏面のほうに進みまして、今回の手続の簡単なフローチャートをお示ししていますので、簡単にご説明します。

まず、申請者。一番上の区民の方は、国が運営しますオンラインサービス、マイナンバーポータルのぴったりサービスのホームページからマイナンバーカードを用いまして、申請手続を行います。本人認証については、I C カードリーダーなどで行います。

二つ目の囲いです。インターネットと切り離されました全国の地方自治体のコンピューターネットワークを通じて、北区に申請データが届きます。これを所管の子ども未来課で受け取り、これを子ども未来課がL G W A N - A S P となかなか聞きなれないところですが、先ほど説明しましたシステムを通じまして、以下は通常の流れと同様に紙で申請されたのと同じように、紙で出力して処理していきます。

そのため、事務処理については、以下は通常の手続きと同様に紙で申請されたのと同じように、紙で出力して処理していきます。

以下、4 でスケジュール、そして、5 で4 月1 日現在、他区の状況について、お示しをしています。

【事務局】

それでは、資料9 です。児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検及び乳幼児健診未受診

者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施についてです。

1、緊急点検と緊急把握、二つの調査を国の通知により行いました。

(1)が緊急点検です。こちらは、野田市で発生した事件を受けて、国が全国の市町村に通知を出したもので、学校と所属があったとしても長期欠席をしていて虐待を受けていた。死亡事例が発生したという事例で、そのために、学校等の関係機関が教育委員会などと連携して、情報共有を図り、組織的に対応することを受けて実施したものです。

(2)は緊急把握です。これは、また目黒区の5歳児の死亡事案を受けまして、これは保育園にも通っていなかったこと、つまり、どこにも所属のないお子様の事案でしたので、未受診者、未就園児、不就学児についての緊急把握です。

2が現況ということで、調査方法をお示ししています。

(1)の緊急点検は、教職員等が面会により確認をしたものです。

(2)の緊急把握は、実は北区では例年、毎年行っているものですが、国の通知によりまして、実施時期を早めて調査したもので、訪問調査や出入国状況で調べるものです。

裏面です。

結果です。3には緊急点検です。こちらの表の一番下、計という形で、2月14日時点で160名が長期欠席であったということ。そして面会できたのは126人。そして面会できない児童・生徒34人です。区すなわち子ども家庭支援センターに情報共有がされたケースは26人でした。その後、いろいろ調査をして、現状では5名がまだ調査をしているところです。1名が入管調査中、そして4人が不登校です。

4は緊急把握です。把握、点検といった面会が必要な子どもたちが29人で、それを全て面会して、すべて把握できたというものです。

次に、最後になります資料10です。

星美ホームの改築に伴うショートステイ・トワイライトステイ事業の運営についてです。

1、事業を行っている区内の児童養護施設である星美ホームですが、今回星美ホームが建物の改築工事をしまして、そのために本事業を一時休止するものです。

また、建物の改築を踏まえた事業の見直しを協議によりまして、試行的に申請期限の短縮を行うということです。

2の概要ですが、7月1日以降、利用の申請期限を標準7日前でしたが、5日前に短縮すること。そして、事業の休止が8月12日から15日です。これは、やはりガス、水道、電気全てのライフラインが一時停止するということです。

スケジュールとしては、これは7月10日号、北区ニュースでお知らせをしたものです。

【会長】

それでは、ただいまのご説明です。四つありましたが、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いします。

【委員】

資料9の裏面の3番の緊急点検結果について、数字はわかりましたが、どう理解したらいいのか、教えてください。これを見て、状況が確認できたとか、点検中というのはわかったのですが、虐待が疑われる事案というのは、結局あったのか、不安な事案はまだある

のか、解説をしていただけるとありがたいです。

【事務局】

国のほうが、長期欠席、また未就園というのは、非常に虐待が疑われるということで、そういう子どもたちと全員面会してくださいという通知でした。

結果的には緊急点検の長期欠席というところですが、今5名残っていますが、基本的には一人は入管調査中、つまり出国していれば、それは出国ということで会えないという現状になります。そして、あと4人が不登校ということで、保護者には会っているのですが、実際には子どもに会っていないということで調査中でして、そこで虐待がということは、子どもの全部確認したほうが正確だということです。今のところは、やはり調査ということで、家にいるということは死亡していないということは、はっきりはしていますが、本人には、確実には面と、現にはしていないということです。ですので、調査中ということです。

そうですね。虐待のリスクとしては、低いだらうと。国のほうでも不登校というなら、理由としては認めるよという話になっています。

【委員】

今の資料なのですが、面会できた児童・生徒数126名とあります。面会できたからいいと、前向きに捉えたらいいと思いますが、不登校であるということには違いないわけですね。不登校でだと大体160名ですが、このお子さんたちは、例えばスクールカウンセラーであるとか、スクールソーシャルワーカーさんであるとか、そういった専門職の方々が担当としてついて、サポートが全ての子どもについてなされているのか、どれぐらいの子どもが、こういった専門職によってサポートを受けられているのか、カバー率ですね。もしわかれば、教えていただけますか。

【事務局】

カバー率とまでは把握していないのですが、一人ずつの状況は、特にスクールカウンセラー等のこういう見立てとかということは、事例に一つ一つ載っていたと記憶しています。ですので、それをカバー率というのは、このところでは今はっきりは言えない。数としては出ていませんが、いろんなところで教師はこうだったとか、一つ一つの、一人ずつの状況は、こちらでは把握しています。

そうですね。必要なそういう情報をまた所属である教育センターや、いろいろ学校支援課等々とはいただいています。それをもって、私のところでまとめたものです。

【委員】

そうしますと、160人不登校のお子さんたちがいらっしゃいます。全て、いずれかの担当者が、それぞれにいらっしゃって、適宜様子を把握していらっしゃると。そのように理解していいのか、どういう状況ですか。

【事務局】

不登校の児童・生徒への支援ということで、スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーがかかわるということは、学校を通して、そういったことをぜひ対応するというので、こちらのほうも主に教育総合相談センターが所管してしまっていて、そちらがかかわっているのですが、ただ、一人ひとりの各学校で、この子はスクールカウンセラーにかかわっているのか、この子はスクールソーシャルワーカーにかかわっている。今そのあたりについては、細かいところは担当の課長が、きょうここにいませんので、なかなか細かいところまでお話ができないのですが、ただ学校を通して、当然、支援を方策の一つとして、スクールカウンセラーですとか、スクールソーシャルワーカーがかかわるということは、積極的には行ってはいる状況です。

【委員】

やはり、虐待の事例といいますのは、不登校が一つキャッチする目安になるかと思うのですが、不登校だということは把握できていても、実際に状況がどうなのかわからない間に、ひどい虐待が起こってしまう、ニュースになったときに発覚するということだと思いますので、不登校であるということ把握したその次の段階をきめ細かにご支援いただけるといいのかなと思います。

【委員】

同じく資料9の中で意見ですが、こういった細かく数字が出ていると、区でも一生懸命対策していただいているんだなという安心材料にもなるのですが、前にも要望を出したと思いますが、15歳から18歳以上で就労も就学もしていない子の調査をぜひ北区でもお願いしたいと思います。

もちろん虐待は18歳未満も含まれますので、ここに出ていない15歳から18歳で、実際虐待を受けている子がどのぐらいいるのかということもありますし、ひきこもりということもありますので、中学を卒業すると追跡は難しいかとは思いますが、ぜひ、こちらのほうにも取り組んでいただければと思います。

【委員】

虐待を1回疑って、31年3月の時点で、虐待は大丈夫だったという話が1例あると思うのですが、それは最初の認定自体が、虐待を何か疑わせるようなものがあつたのであれば、その後の追跡とかはしているのですか。

よくあるのは、一旦は虐待じゃないと思ったら、やっぱり虐待だったということがあると思うのですが、区立小学校で面会できた虐待の疑いが1例あると思うのですが、おそれがあるとして情報共有したのが(1)の1名ですね。

【事務局】

資料9の裏面の小学校で、面会できた生徒数47(1)※と書いてありまして、実は、この1名を学校側が国に、これは虐待の恐れがあるとして報告されたようです。しかし、その後3月の末時点で、ほかと情報共有をしながら見たところ、虐待の恐れはないということで、確認をしたものです。ですので、学校のほうは虐待があるという形で、国に1回

は報告しました。

【委員】

そうですね。1回は虐待を疑って、その後を見ているので大丈夫だといっても、結局そういう子って、実は虐待があったのかという、前の事件でもあると思うのですが、その後の追跡というのは、区ではしているのですか。一回、大丈夫と言ったら、それでおしまいなのかという話です。

【事務局】

調整上は、そこでおしまいになりますが、また何かのきっかけで、たとえば学校側から新たに情報が入った場合などは、新たにもう一度案件として上ってきます。そして前の記録を見ながら、調査をしていくことになります。

【委員】

では学校は、そのまま説明しているという考えですね。わかりました。

【会長】

ありがとうございます。

非常に大事なことですので、いろいろご質問等あったと思います。ほかにいかがですか。

【委員】

資料8です。ぴったりサービスというのを初めて知りました。手続で役所に行くのは面倒だと行政に対して思っていたので、これはきちんと周知したらいいと思いました。江戸川区などを見ると、申請できるものが多いので、徐々に促して行ったら、便利になると思いました。

【委員】

小学校PTAの連合会は、各学校の6月1日時点の児童の数かける50円の会費をいただいで運営しています。

6月1日というところがポイントなのですが、北区のホームページに載っているような全学校の児童数とかは、5月1日時点なのですね。そこから1カ月後の、より最新の数字です。そこだけ見ても、5月1日時点は1万2,426名が、実際は187名ふえています。たった1カ月で200名弱の子どもがふえます。全体の話になってしまうのですが、数字はぶれるということと、ふえていく方向なので、当初の予測より1割ぐらい人数が多くなったとしてもカバーできるような、余力を全てのサービスに加えていただきたいと思っています。

その中で言うと、資料の5の貧困家庭の子どもの教育の機会がないと言って、でも最初180名の募集に対して、定員割れしていたから再募集したにもかかわらず、その次では足を切られてしまうというのはかわいそうだなと。例えばバス旅行で言うと、補助席を出すような、狭い教室で丸椅子になってしまうみたいな形で参加させてあげられればと思

ます。特に法律で「定員何名」とか「これ以上ふやしてはいけない」といったものではないと思いますので、希望している子どもたちに対して、特にこういったものは、特別な配慮が必要だと思いますので。今までのいろんな資料は、令和2年、3年、4年と次の年には足りない分を全てカバーしますというような資料になっていますが、貧困・ひとり親家庭の事業は、令和2年度、3年度は、どういう計画にするつもりなのかということも合わせて課題として捉えていただけたらと思います。

【事務局】

今お話いただきました、今回再募集で定員を超えたということは、潜在ニーズがあったということで、今回所管でもこの点を踏まえて分析・検討しているところです。まず一つ目は、年度の初めにできるだけ早く周知と募集をして、早く授業を受けてもらおうと考えておりました。ただ、4月の年度当初には、バタバタしている家庭の状況もあるのかなという意味では、少し受講の開始時期が遅くなっても、皆さんがしっかり認知するようなご案内の時期を考えたほうがいいのかとも思っています。

二つ目については、受講のニーズです。今回180名ということで、大きく拡大したのですが、今回の応募状況を見ると、若干ニーズを下回る定員設定だったのではないかと思っています。

先ほど地域の偏在があるので、丸々四十何人ということではないと思いますが、今後は、先ほど委員からありましたように、子どもの数がふえてくることや、認知されることによって受講したいという方がふえてくることを踏まえて、計画的に事業の拡大を考えてまいります。

【委員】

今の件です。学習支援教室のほか、支えたいなと思っている地域の子どもたちに独自で無料の教室も開いています。区でせっかくサービスを初めても、通知をきちんと読んでいない、あるいは中学生になるときに応募すると言っていたのに応募し忘れたという家庭もありました。どの家庭にそういう通知が来ているか、プライバシーなので私たちには余り具体的に聞けないのですが、どうしたら通知が来た家庭の保護者をみんな応募してもらえるように仕向けられるか、難しいなと思っています。

ニーズがあるというか、本当は応募したほうがいいという家庭は結構あると思います。本当は応募すべきなのに応募していない家庭があるということは、知っていただきたいなと思います。

【委員】

今の話に関連して、本当は受講してほしい、一番届けたい人に届かないということはあると思うのですが、先ほど募集時期を後ろにずらすという話だったのですが、今年と一緒で、二段階の募集にしたほうが、保護者も子どもも気づくケースがふえるでしょうし、1回目応募しなかったが、2回目が来た時にやっぱり行ってみようということもある気がするので、少しでも届けやすくなるように、今年のように2回募集するのもいいのかなと単純に思いました。

【事務局】

今、募集時期の話もありましたが、これも今回のこういった実態を踏まえて、2回やったほうが良いという意見をいただきました。事務局の方で考えている、少し後ろ倒しで混乱していない時期に手元に届くほうが良いのではないかとということも含め、さまざまな意見を踏まえていろいろな面から検討し、来年の事業を展開していきたいと思っております。

【会長】

それでは、皆様よろしいですか。まだまだお話しになりたい方もいらっしゃるかもしれませんが、それでは最後に、第4期に向けて、ご案内を事務局からお願いします。

【事務局】

まず初めに、冒頭に会長からお話がありましたように、第3期の子ども・子育て会議については、任期が7月末までということで、本日までです。

本当に2年間にわたり、皆さまにはさまざまなご意見、ご助言等をいただきまして、本当にありがとうございます。御礼を申し上げます。

各団体からのご推薦で引き続き委員を継続される方もいらっしゃると思いますが、本当にありがとうございました。また、今回をもって退任される方については、引き続き委員としてはご参加いただきませんが、さまざまご意見、傍聴を含めて、なんらかの形でご参加いただければ大変ありがたいと思っております。

日程だけご案内いたします。

お配りした最後の5枚目の資料で、第4期の子ども・子育て会議部会（案）という資料をつけています。第4期の委員の皆さんの名簿、そして部会の案をお示ししています。公募委員については、内部的には決まっていますが、今日の時点ではまだ名前をお示しできないというところ、また今回、新たに中学校の方、第3期にはご出席いただけていませんが、先ほどティーンズセンターのことや中高生の話が出ましたので、中学校の関係者にもお願いしました。お示しのように、中学校の校長会の代表、そして北区の中学校のPTA連合会の会長に、ご推薦をお願いしています。公募委員は定数通り3名の方を選定して、委嘱する予定となっています。

部会につきましては事務局の方で割り振りまして、このような形でお入りいただくということを提案いたします。公募委員については、すでに個別にそれぞれの部会に入ってくださいということをご相談していますので、こちらについては、事務局にお任せをいただければと思っています。

また、最後にスケジュールです。資料の次第の裏面一番下をごらんください。改選後ですが、部会が先に始まります。9月11日の水曜日に、第2回次世代育成支援行動計画部会が開催されます。その後、子ども・子育て会議の第27回が10月1日の火曜日、いずれも6時半から、北とぴあ14階のスカイホールで開催となりますので、よろしくお祈りいたします。

事務局からは以上です。

【会長】

それでは、今ご説明ありましたように、次回は9月11日の水曜日、6時半からです。ここ、北とぴあスカイホールで第2回次世代育成支援行動計画部会の開催をします。

部会員の方は、出席のほど、よろしく申し上げます。

部会長は、私、岩崎が務めまして、職務代理者は引き続き小田川先生に申し上げます。

それでは、きょうも長時間にわたり、活発なご意見、ご議論ありがとうございました。

第3期が、きょうで終了ということで、委員の皆様、本当にありがとうございました。今後とも、また第4期が始まりますので、ぜひよろしく申し上げます。

それでは、以上をもちまして、閉会とします。どうもありがとうございました。